平成２９年（フ）第２０７７号
横浜市都筑区仲町台４－８－11－102、住民票上の住所大阪府茨木市学園町３番１－901号
債務者　藤川　　諒
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０８１号
横浜市西区伊勢町１丁目19番地10　ハーミットクラブハウス伊勢町201号
債務者　松井　明恵
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５５号
東京都八王子市本郷町２番11号フォーブル本郷201号
債務者　柳澤　英夫
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３５号
大分県国東市国見町伊美1922番地２
債務者　野崎　俊一
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月21日午前11時10分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７３７１号
千葉県千葉市緑区あすみが丘５丁目38－７
債務者　外西　　恵
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２８７号
東京都目黒区目黒本町４丁目４－19－401
債務者　阿部　博美
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月21日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１０５号
横浜市南区前里町２丁目48番地　シャトル大恵Ｅ206号
債務者　松本くるみ
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１１７号
神奈川県綾瀬市早川城山５丁目７番７号　パリュージュ城山二番館102
債務者　山崎　　明
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１２０号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1500番地　県営笹山団地16棟303号
債務者　小野愛子こと　金　　正愛
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１３１号
横浜市港南区港南１丁目22番15号　ラコリーヌ上大岡201号
債務者　岩崎　忠夫
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１４２号
神奈川県藤沢市辻堂元町４丁目４番10号　コーポさつき２　205
債務者　中島　巧也
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１４６号
横浜市戸塚区平戸１丁目19番12号
債務者　瀧本　佳栄
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１５６号
横浜市鶴見区矢向１丁目９番15号
債務者　蓮池　　聡
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３８３号
さいたま市西区指扇1514番地１　指扇わかば台ハイツＥ202、破産手続開始時の住所さいたま市西区三橋６丁目1109番地３　１－403
破産者　大類　正人
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７５６号
埼玉県加須市小野袋952番地１　セントポーリア201号
破産者　小林　　勝
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９４号
神奈川県厚木市温水西１丁目７－26　ヴェルドミールＢ202、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市愛名947番地４
破産者　田中富次雄
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部